

## 第4回定例会(平成20年12月3日)

# 個人の一般質問を行いました。

4項目9点について、(安富選挙区選出議員の立場から、安富地域や市北部の課題を中心に)石見市長をはじめ、市当局に質問しました。

12月  
定例会

## 一般質問



### 1. 農林業施策の推進と環境保全について

#### ・農業振興

問 中山間地域の農業振興と農地保全の推進策についての考えは

答 中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策などの活動を積極的に支援したい。現在策定中の農林水産振興ビジョンの中でも、担い手が不足している集落や核となる農家がない地域では、集落宮農組合の設立を促す仕組みなどを検討するなど地域農業の振興を支援したい。

小規模農家に配慮した各種施策も同時に進める必要があると思う。



#### ・安富町の特産品ゆずの、接ぎ木による苗木生産

問 名実とともに、姫路市の特産品とすべく、姫路市農業振興センターで、ゆず組合や県の農業改良普及センター等と連携・協力して、苗木の生産から植栽・育成の指導ができるところまで、研究出来ないか。

答 末年度から、試験栽培を開始したい。安富ゆず組合と調整をおこなうながら、姫路農業改良普及センターや兵庫西農業協同組合と連携して、指導、支援に取り組みたい。

#### ・森林林業振興と環境保全

問 間伐等森林整備事業の推進と人材育成について

答 国、県の補助制度を十分に調査し、各森林組合と連携を取りながら、必要な森林整備事業を積極的に推進して参りたい。策定中の姫路市農林水産振興ビジョンの中で、新市として取り組むべき森林振興の施策の方向性を明確化し、森林整備事業の展開を検討していただきたい。本市職員が確かな技術と知識を得るために、各種関連団体への研修参加等人材育成にも努めたい。



#### ・山林部の地籍調査事業の推進を

問 山林の境界に詳しい人々が健在である間に、できるだけ早急に実施してゆくべき事業である。21年度に向けて体制及び予算の充実を図るべきと思うが。

答 平成16年度に着手、平成35年度の完了を目指している。出来る限り、推進体制と予算の充実を図り、今後とも計画的に実施したい。

#### ・市北部に、「北部農林事務所」の設置を

問 地域に密着した農林行政の円滑な推進のため、姫路市北部に農林行政全般及び山林の地籍調査の業務を実施する「北部農林事務所」を設置する必要があると考えるが。

答 農林水産資源を有する周辺市町と合併した他都市における組織体制を研究しつつ地域事務所との連携も図りながら、農林水産業の振興に寄与できるよう検討し対応して参りたい。

★市政のことは、何でもご意見・ご要望下さい。

[川西忠信事務所] 安富町安志323-2 TEL.0790-66-3567 FAX.0790-66-3525



▲姫路市議会 議場にて質問中の様子

### 4. 都市計画区域外無指定地域(安富・夢前地域)の都市計画区域指定のあり方について

問 市北部地域(夢前・安富地域)の将来像について

答 1市4町が単に一つになるのではなく、従来の各市町が持っているポテンシャルをさらに飛躍発展させることが重要であると思っている。緑に包まれた良好な住宅地として、快適な生活環境を整備する。森林丘陵部の豊かな自然環境を生かした体験学習ができる拠点ゾーンの整備など、農地や森林を活用したまちづくりを進める。産業の育成を図るために、特産品の開発や販売促進に取り組むと共に地域事務所周辺を中心に、地域の活性化や生活利便性の向上に努めたい。

問 線引き制度(市街化区域及び市街化調整区域)を取り入れる場合の目的と、指定によって地域に新たなどのような規制や影響が想定されるのか。

答 市街化区域では、建物の用途や形態の制限により住環境が保全され、道路・公園・下水道などの都市整備が計画的に実施されます。また、一定規模以上の開発行為は、許可基準に基づき許容されるため、秩序ある開発が行われる。市街化調整区域では、開発行為や建築行為が制限されるため、農地や良好な自然環境が保全されます。ある日突然、嫌悪施設等が隣接地に立地するようなこともなくなります。



問 18年度から今までの調査の内容、経過、現時点での分析結果及び県の考えはどのようなものか。

答 県と協働で行っている調査については、建物状況、人口密度、都市基盤状況等の現況調査を行うと共に、線引き都市計画を基本として、現在広く検討を行っている。

問 兵庫県緑条例の運用について、市はどのように考えているか。

答 緑豊かな地域環境を形成するには有効と考えている。住民が主体となって地区のルール作りを行って土地利用を進める計画整備地区の制度の活用についても、手法の一つと認識している。

問 都市計画区域に指定された場合、建築基準法の集団規定が適用され、既存不適格となる建物が多数出てくることですがどのような影響があるのか。

答 建築基準法の集団規定とは、住環境をよくするために敷地が道路に接していること、用途地域が指定された区域では建物用途が制限されること、敷地面積に対する建ぺい率及び容積率が基準以内であることなどの基準が適用されます。これらの用件を満たしていない建物は、既存不適格建物といい、すぐに改善する必要はなく、建て替えや改築の際に基準に合った建物にしていただくこととなる。今後、それらの、既存不適格建物がどの程度生じるかも含め、その影響等も検証しつつ、検討を進めて参ります。

問 住民説明会はどのような内容、手順で開催する考えか。20年度が見直し年度で、次回は25年度と聞くが、地域の変化や状況を見た上で、必要に応じて検討することも一つの方策ではないか。

答 地域の将来に大きな影響を及ぼす課題がありますので、都市計画制度の理解を得るべく、すべての地域の方々を対象に住民説明を進めていきたい。団、県の方針や他都市の動向も見極めつつ、地域の皆様方と都市計画区域指定に関する情報を共有しながら今後も検討して参りたい。